令和4年3月

各　　位

一般社団法人　静 岡 県 剣 道 連 盟
会　　長　　吉 村　　勝

「審査にあたっての感染予防ガイドライン」により実施

剣 道 四 段 ・五 段 審 査 会 要 項

1　**期　　日**　令和４年６月５日(日)　**四段受付　９時00分～９時40分　　五段受付12時00分～12時30分**

※ 二次のみの受審者も上記時間厳守のこと

2　**審査会場**　静岡県剣道連盟「養浩館」（静岡市葵区宮前町３５５番地　TEL 054-263-5428）

3　**主　　催**　静岡県剣道連盟

4　**審査方法**　(1) 第１次審査で実技(切り返し、地稽古)を課し、合格者に第２次審査で学科・日本剣道形を課す。

◎ 学　科　（コロナウイルス感染予防対策のため事前に問題解答を受審者が作成して当日提出）
学科解答用紙に全問解答を記入し受付に提出する。学科解答用紙は県剣連ホームページの書式・通知文ダウンロード→審査書類　5.コロナ対策事前解答用紙剣道四・五段解答用紙【Excel】からダウロード又は、所属地区剣道連盟の事務局から解答用紙もらうこと。

※ 五段受審者で、社会体育初級取得者は学科を免除する。
（社会体育初級取得を証明するもの（コピー）を申込書に添付のこと。）

◎ 日本剣道形　　太刀７本　小太刀３本

(2) 第１次審査合格者で第２次審査不合格の場合は、１年以内に１回に限り第２次審査を受審出来る。
ただし、第１次審査合格者で第２次審査棄権者は、理由の如何を問わず第１次審査も不合格とする。

5　**受審資格**　(1) 本県剣道連盟登録会員であり、次の経過年数を経た者。
(県剣連登録がされていない受審者は下記６により手続きを済ませること)
① 四　段　　三段合格後３年以上経過した者。(令和元年６月末日以前に三段取得した者)
② 五　段　　四段合格後４年以上経過した者(平成３０年６月末日以前に四段を取得した者)

※前段取得年月からの経過年数を必ず受審者が確認して申し込みをすること。

(2)永年国外居住等「特段の事由」による特例受審については地区剣道連盟に問合せること。

6　**受審料・証書料・その他**（登録の手続き）　　次表のとおり。

段　　位	受審料(円)	合格時納入額(円)【銀行振込】			その　の　他　(会員登録の手続き)
		証書料	高段者登録料	計	
四 段	６，７００	19,800	6,480	２６，２８０	静岡県に登録のない受審者は、所属地区連盟に下記の登録料を納入し、会員番号取得の手続後受審すること。登録手続きについては各地区連盟事務局に問い合わせのこと。
五 段	７，８００	37,400		３７，４００	**四段受審者**　有段者登録料　４，３２０円 **五段受審者**　高段者登録料　６，４８０円
※合格者は審査日から10日間以内に当日配付する「払込取扱票」にて上表の証書料(四段は高段者登録料も含め)を振り込むこと。					

※　**受審上の注意**　　審査は**中段にて受審**すること。
（身体に障害がある場合はこの限りではない。予め診断書・障害者手帳等のコピーを地区連盟事務局に提出のこと。）

☆ コロナウイルス対策のため、実技では面マスクとフェイスシールド着用すること。

※　**安全対策**

(1)受審者は受審前に準備運動を十分に行うと共に竹刀等用具の点検をし、自他の事故防止に万全を期すこと。
(2)事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして、救急車又は病院の手配をする。
(3)県剣連は受審者全員１日傷害保険に加入するが、この保険は会場内における事故に対する保険であり、往復途上は含まれない。
(4)事故発生の場合、各人の健康保険で対応するので、健康保険証又は写しを持参すること。

※　**個人情報保護法への対応**

申込書に記載される個人情報（所属剣連・氏名・住所・生年月日・年令・称号・段位・職業等）は静岡県剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。尚、所属連盟・氏名・年令・段位等の最小限の個人情報は必要の都度目的に合わせ、公表媒体（掲示用紙・ホームページ・広報）に公表することがある。
更に剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な情報を提供することがある。

7　**申 込 み**

(1)　申込み方法　受審者は、所定申込書と個人票に受審料を添え期日厳守で所属地区連盟事務局に申し込むこと。
（県剣連審査事務担当者への申込みは各地区連盟事務局からの一括申込み以外は受け付けない。）

(2)　申　込　書

① １、所定申込書　２、個人票（受審段位別に色分けした票）の２部を同時提出により申込みする。

② 個人票は全ての記入欄に楷書で正しく記入し、特に氏名は旧漢字使用等に注意し必ずフリガナを付けて、年令・男女別も明記すること。受審者自らが記入し、代筆しないこと。（代筆による誤記入が多いため。）

③ 前段合格時と姓が変わった場合は必ず（ ）で旧姓を記入すること。

④ 前段合格時の年月日、登録番号を必ず記入のこと。記入のない者、誤記入の者（虚偽となる）は、無資格者として書類返却等により受審を認めない。（申込み受付時地区連盟事務局でチェックする。）

⑤ 他府県からの転入者及び前段を他府県で受領した者は前段位の証書の写し（受領県名を記入すること）又は、段位証明書を必ず提出すること。この手続きが無い者は申込書を受理しない。（合格迄その都度添付のこと）

⑥ ２次審査の者は、申込用紙の欄外と個人票に「赤」で２次審査と明記及び〇印をし、申込みすること。

⑦ 前段を外国で取得した者は、全剣連の登録・調査を要する。申込み前に県剣道連盟に問い合わせること。

⑧ 申込み後に受審を取り消した場合は、理由のいかんを問わず、受審料の返還はしないので申込みに注意のこと。

⑨ 表記５資格の欄で資格のない者が受審・合格した場合は合格を取り消し、受審料等その他の返還は一切しない。

⑩ 学科問題の解答を日本語でできない受審者は申込時に地区剣道連盟に連絡すること。

(3)　申込み締切日及び申込先住所（各地区連で記入下さい。）

申込み締切日　令和４年５月６日（金）厳守

申込先住所　　所 属 地 区 連 盟

※　**護国神社駐車場は使用できません**。近隣の有料駐車場の利用又は公共交通機関で来館して下さい。

各 地 区 連 盟 へ の お 願 い

◎ 各地区連盟事務局は、貴連盟所属の各団体（学校、剣道教室、道場等）に、本要項、申込書、個人票の配布を願います。

◎ 各地区連盟事務局は、申込書、個人票に記入漏れ、誤記入等不備のないことを確認受付し、申込書一括し受審料を添えて、静岡県剣道連盟に送付してください。（県剣連への各地区連盟事務局以外の直接申込みは一切受け付けません）

◎ **受審資格に関わる前段の取得年月については特に注意をお願いします。**

◎ 学科問題の解答を日本語で出来ない受審者からの申込を受けた場合、県剣連に連絡願います。

◎ 静岡県剣道連盟への締切日

令和４年５月１４日（土）